明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業二四）　一

〔告　示〕

○チューインガムの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁四）　二

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁二三）　五

○東経百三十六度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件（総務一五四）

○アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律第七条の指定法人が名称を変更した件（文部科学・国土交通一）

○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（文化庁三三）

○著作権法第三十一条の図書館資料の複製が認められる施設の指定の件（同三四）

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者の認定の告示（経済産業八三）

○道路に関する件（関東地方整備局一六三、一六四）

○道路に関する件（四国地方整備局四七）

○道路に関する件（九州地方整備局七二～七八）

〔国会事項〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）

労　働

最低工賃の廃止決定に関する公示（新潟労働局最低工賃公示一）

〔資　料〕

平成三十年二月中国際収支状況（速報）及び平成二十九年十～十二月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

財務省共済組合定款の一部変更関係

会社その他

省令

○経済産業省令第二十四号

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第百四十三号）第三条第二項、第四条第六項及び第三十条第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十七日

経済産業大臣　世耕　弘成

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（第一種特定原産地証明書の発給の申請）	（第一種特定原産地証明書の発給の申請）
第三条　［略］	**第三条**　［略］
一～七　［略］	一～七　［略］
八　法第三条第三項の規定により資料を提出する生産者の氏名又は名称及び住所（同項の規定により、申請に係る物品の生産者（第四条の二において「申請物品生産者」という。）が、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料を経済産業大臣（指定発給機関が発給事務を行う場合にあっては、当該指定発給機関。以下第六条の二までにおいて同じ。）に直接に提出する場合に限る。）	八　法第三条第三項の規定により資料を提出する生産者の氏名又は名称及び住所（同項の規定により、申請に係る物品の生産者（第四条の二において「申請物品生産者」という。）が、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料を経済産業大臣（指定発給機関が発給事務を行う場合にあっては、当該指定発給機関。以下第六条までにおいて同じ。）に直接に提出する場合に限る。）
2～8　［略］	2～8　［略］
第六条　［略］	**第六条**　［略］
第六条の二　経済産業大臣は、同一の発給申請者に対し、日を同じくして同一の経済連携協定に係る二以上の第一種特定原産地証明書を発給するときは、当該発給申請者の求めに応じて、これを一の書面にまとめて発給することができる。	［新設］
（再発給）	（再発給）
第八条　［略］	**第八条**　［略］
2～4　［略］	2～4　［略］